

大口町告示第10号

令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））給事務実施要綱を次のように定める。

令和4年3月14日

大口町長 鈴木雅博

令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知・令和4年2月7日改正）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て特別給付金 前条の目的を達するために、大口町（以下「町」という。）によって贈与される子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる子育て特別給付金が支給される者をいう。
- (3) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

（子育て特別給付金の支給等）

第3条 町長は、支給対象者に対し、子育て特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て特別給付金の金額は、対象児童1人につき10万円とする。ただし、支給対象者からの申請に基づき、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金、追加給付金又はクーポン給付）（以下、「一括給付金」という。）の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び別記第2の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合においては、その額を控除する。

（申請期限等）

第4条 子育て特別給付金の申請期限は、令和4年4月30日とする。

2 支給対象者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が様式第1を郵送により町に提出し、町長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が様式第1を町の窓口に出し、町長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が様式第1を郵送により、又は窓口において町に提出し、町長が福祉こども課窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 町長は、第2項の規定による申請において、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第5条 代理により前条第2項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第6条 町長は、第4条第2項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し子育て特別給付金を支給する。

(子育て特別給付金の支給等に関する周知)

第7条 町長は、子育て特別給付金支給事業の実施にあたり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 町長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第1項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第6条の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年4月30日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 町長が第6条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（先行給付金等の不支給）

第9条 町長は、支援給付金を支給した場合には、同一の対象児童に係る一括給付金は支給しない。

（不当利得の返還）

第10条 町長は、子育て特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者、偽りその他不正の手段により子育て特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て特別給付金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 子育て特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他必要事項）

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 別記（第2条関係）

### 第1 支給対象者

- 1 子育て特別給付金は、次のア又はイに掲げる者、かつ、一括給付金の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者に支給する。ただし、当該受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第2の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合を除く。

ア 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者

イ 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令第1条に規定する額未満の者に限る。）

- 2 1の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 受給者等が死亡した場合（この2の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（児童手当法（以下「法」という。）第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げ
----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

	る者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

## 第2 対象児童

支給対象者に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次のア、イに掲げる者その他これらに準ずる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

イ 令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において支給対象者に養育される高校生等

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書

市区町村  
受付印

支給市区町村(※申請時点の住民票所在市区町村)

大口町長 様

記入日

年 月 日

## 【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けていません。
- 子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を返還します。

## 1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
		年 月 日	電話 ( )
	DV避難者の場合は ☑を記載ください	(離婚された方) 元配偶者の氏名	申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)
	<input type="checkbox"/>		

## 2. 対象児童(申請時点で養育している児童)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日		
2			年 月 日		
3			年 月 日		
4			年 月 日		

## 3. 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか(以下「受領」という。)、または給付相当額が受給者によって2. の対象児童のために費消(以下「費消」という。)されているか、を確認します。

以下のいずれか該当する欄にチェック(☑)してください。

- (1) 給付相当額を受領しておらず、費消されたことも承知していない。
- (2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、または費消されている。

→ 受領した額・費消された額をわかる範囲で記入してください。

総額

円

## 4. 申請額・請求額

①対象児童数(上記2. の人数)	人
②控除額(上記3. (2)で記入した額) ※上記3. (1)にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円

※ 例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)

(裏面も確認してください。)

## 5. 添付書類

令和4年3月分の児童手当(本則給付)の認定市町村(2月28日までに申請があった場合は申請時点における児童手当支給の認定市町村)から転居した場合や所属庁支給(公務員)である場合には、受給者であったことがわかる書類(支払通知書・認定通知書の写し等)を添付してください。

児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は、下記の書類その他必要な書類を添付してください。

①令和4年2月28日(それ以前に申請する場合は申請日時点)までに離婚したことがわかる書類(離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等)又は9月以降の事情変更に関する必要な書類

※離婚協議中の場合は、令和4年2月28日時点(それ以前に申請する場合は申請日時点)で協議中であることがわかる書類(公的機関から発行された書類又は弁護士等、第三者により作成された書類)を添付してください。

②住民票

③申請者の令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書・非課税証明書

## 6. 受取方法

口座をお持ちでない方、児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
				口座名義
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行		-		

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

## 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し